

練馬区立石神井小学校校舎増築等説明会 要旨

- 1 日 時 令和6年12月20日（金）午後2時00分～午後4時10分
- 2 場 所 練馬区立石神井小学校 体育館
- 3 出席者 練馬区 学校施設課 4名
練馬区 学務課 2名
練馬区 子育て支援課 2名
練馬区 石神井小学校 2名
- 4 参加者 49名（在校児童の保護者40名、入学予定児童の保護者5名、その他4名）
- 5 配付資料
 - ・練馬区立石神井小学校舎増築等説明会資料
 - ・追加資料
- 6 説明内容
 - (1) 石神井小学校の現状と対応策について
 - (2) 既存校舎の改修について
※12 ページの改修年度について、上から「8」「9」「6、7」に変更になった旨説明した。
 - (3) 校舎の増築について
※追加資料である増築校舎棟の配置についての3つの検討案の比較表を基に、増築校舎棟の配置を決定した経緯について説明した。

説明終了後、質疑応答を行った。

7 質疑応答の内容

No.	質問内容	回答要旨
1	なぜこのタイミングでの説明なのか。	令和4年、マンションの分譲・販売以降に販売戸数の増が判明しました。その後も具体的な児童の推計を随時確認しながら、学区区域の変更等を含めた対策を考えてきました。しかし、増築以外の対策では教室数の不足に対応できないことが今年度に入ってから判明したため、9月の区議会で補正予算の承認を受け、学校にも説明を行いました。その後、保護者への説明会の日程について10月7日に学校と協議したところ、学校行事の後に行うこととしたため、このタイミングでの説明会となりました。

2	<p>児童の学校生活への懸念をあげている保護者が多い中、影響をどう考えているのか。</p>	<p>校庭の面積が、区内でも狭くなることにつきましては、ご迷惑をおかけしていると認識しています。</p> <p>増築により、校庭の面積は3,150㎡から150㎡程度減少し、3,000㎡程度となる見込みです。児童への影響への対応については、校庭面積をできる限り減少しないよう設計業務の中で検討しながら、増築後の運用も含め、工事中の学校運営への影響を少なくできるよう検討していきます。</p>
3	<p>増築場所を決定する前の検討にあたり、児童の活動への影響を評価した上で決定をしたのか。</p>	<p>普通教室の確保を第一優先とした上で、児童動線、給食動線（衛生面）、校庭のトラック確保等の児童への影響を考慮し、技術職員を含めて詳細に評価を行いました。学校運営・学校生活にご迷惑をおかけしてしまう中で、より影響が少ない案であるとして今回の増築場所としました。</p>
4	<p>児童数の増加に伴い特別支援教室の需要も増える中で、特別支援教室で使用している特別活動室が普通教室に転用されることで減るといのは児童への負担が大きいのではないか。</p>	<p>特別支援教室の必要数は練馬区全体でも全国的にも増えていきます。石神井小学校において児童が増えていくことから、教室を整備していかななくてはならないと考えています。増築工事期間中については、他の部屋とシェアになる等の不便をおかけしますが、増築校舎完成後は、特別支援教室の指導が十分にできるよう環境を整えていきます。</p>
5	<p>増築後は、特別支援教室の近くの通路に渡り廊下ができ、人の往来が増えることが、音への配慮が必要な児童にとって悪影響ではないか。</p>	<p>きこえとことばの教室は一定程度防音性能がありますが、工事中でもその防音性能が十分であるか検証する必要があると考えています。渡り廊下の向かいとなる特別支援教室についても、顔が見える状況になることへの対策等について、教員と協議しながら検討していきます。</p>
6	<p>避難経路や教室の広さなど児童の生活が想像できるような説明会は今後やるのか</p>	<p>今回は、増築をする計画であるということをご説明することを主な目的として開催しました。これから設計を進めるにあたって、増築校舎の中の教室配置や設備等について、学校に相談しながら詳細に検討していきます。説明会資料 P21 に記載している説明会以外にも、時期等は未定ですが、設計で進めた内容をご説明する場を設けたいと考えています。</p>

7	教室にすることができない児童やクールダウンが必要な児童のための場所を考慮した校舎となるのか。	今回の増築校舎は、普通教室だけでなく、不足する少人数教室や多目的室、トイレ等も含めて整備することを目的としており、幅広い児童が過ごしやすい学校となるように設計を進めていきます。
8	日照条件等近隣へのご理解が頂けなかった場合は、増築校舎案は実現不可能となるのか。	すでに周辺のお宅には個別にご説明をしており、ご理解を得られるように取り組んでおります。
9	既存のプールの場所に増築校舎を配置し、石神井プールを借りる等の対応はできないのか。	建物に関しては、適切に維持管理をして60年は使用するよう、これまでも取り組んできていますが、プールは、体育館とともに平成5年に建設し、令和4年度にも改修工事を行ったばかりです。また、石神井プールは水位が高く安全性の課題があり、その他のプールまでの移動についてもまた、人手不足によるバスの確保が難しい等の課題があります。さらに、プール一体型の増築校舎とする場合は、プールの除却を含め2年程度はプールが使用できない見込みとなるうえ、基礎・梁・柱等を十分な強度で再建設する必要があり大規模な工事が必要となります。令和10年度が始まるまでに普通教室を整備する必要があるため採用は困難です。
10	増築校舎は、1階をピロティ（吹き抜け構造）にすることはできないか。	3階建てにすると隣地との距離をさらに確保するため、より校庭面積が狭まります。また、増築校舎の構造上、柱や筋交いが1階部分にできてしまい、想像するピロティとはならない可能性が高いです。以上から、1階ピロティの採用は困難です。
11	増築校舎は、正門から正面玄関へのアプローチ部分を利用して、2、3階部分にできないか。	現在の校舎の南側部分の普通教室は、採光を確保する必要があり、その南側となる該当部に増築校舎を建てることは困難です。
12	北側の道路拡幅用にセットバックした部分が道路にならず安全面に問題があるので整備して欲しい。	東京都が所管している道路となり、進捗状況が不明なため、所管に問い合わせます。
13	きこえとことばの教室と、特別支援教室を行き来する児童に対して、渡り廊下で児童の往来が増え	将来的な体育館改築時、校舎との渡り廊下の接続部としてバルコニーを設置しており、そこを活用して増築校舎と接続する計画です。増築校舎には昇降口を設け、渡り廊下を通らずに校庭に出られるように設計を進めていきます。

	るのは良くないため、渡り廊下を別の場所につくれないのか。	
14	増築校舎完成後は、特別活動室を元に戻せるのではないか。	令和9年度には少人数教室がゼロになるため、特別活動室の改修は必要です。令和10年度以降については、学級数に応じ、教室数に余裕があれば、学校運営において、特別活動室の部分をきこえとことばの教室で使用する等、柔軟な対応をしていきたいと考えています。
15	工事期間中、土日に校庭は使用できるのか。	工事に必要なエリアは仮囲いで囲んで区画していきますが、それ以外の部分の校庭については、使用できると考えています。
16	工事期間中、土日は工事をするのか。	土日は原則工事は行わない予定ですが、具体的には施工業者との協議となります。大きな音がでない内装工事等は状況によっては行う可能性があります。
17	ブリリアシティ石神井公園アトラス（以下、ブリリアという。）の販売戸数等の状況確認はいつどの程度おこなってきたのか。	石神井小学校への具体的な影響を改めて把握するために、不動産販売業者に対して協力を求め、令和4年4月に契約した方々への世帯状況を確認するアンケートの実施を依頼しました。令和4年10月頃（第1期販売時）の250世帯のアンケート結果では、200人程度の未就学児童がいることがわかりました。令和5年7月（第2期販売時）に就学状況の確認を500部送付した結果、すでに別の小学校に通っている児童は、引き続きその学校に通い続けることを希望する方が多く、未就学児童は、石神井小学校を希望する方が多いことがわかりました。地権者については、売却、賃貸に出す等の状況が事業者でも把握できていなかったため、区が保有する住民基本台帳の情報を2か月に1回程度確認していたところ、今年度に入居率が8割を超えたため、推計をし直し、今回説明会資料の推計となりました。
18	ブリリアの事業者との入居時期をコントロールする調整を区は行ったのか。	民間の販売計画等に対して、区が調整することができないため、石神井小学校への影響は把握できるよう、情報提供の協力を求めてきたところです。

19	A案、B案、C案以外の3案以外の案についてはなかったのか。あったなら後日でも公開して欲しい。	派生案等はありませんでしたが、基本的にはこの3案で検討してきました。よって、この3つの案でのご説明となります。石神井図書館の駐輪場の場所については、風致地区に指定されており、80㎡程度の建物しか建たないことが検討初期に判明したため、検討案としては外しています。
20	区として運動場が狭くなることについてどう考えているのか。学校敷地の拡張等も含めた対応についても考えているのか。	普通教室の確保を第一優先としていますが、運動場の確保も大きな課題として捉えています。改築により様々な要因で校舎が南側にせり出し校庭が狭くなったことは申し訳なく考えており、さらに増築で運動場が狭くなることに対しても重く受け止めています。敷地の拡張案ですが、石神井川の上の利用は、用途が限られており運動場としての利用はできません。また、敷地の拡張についても進めていきたいですが、取得可能な土地が出てくるとは限らず対応に苦慮しているところです。設計の中でも、なるべく運動場を削減しないよう配慮しながら検討していきたいと考えています。
21	対話の場や機会を設ける場合は、今回のような平日の昼間ではなく、参加しやすいような時間帯にするよう考慮して欲しい。	ご意見を踏まえて検討してまいります。
22	増築校舎の多目的室は2教室分なのか。	2教室分の多目的室を想定しています。
23	東側の隣地を買収してそこに増築校舎を建て、校庭や遊具の場所を残せないのか。	相手方もあることなので、対応することが難しいです。
24	予算はどこまで区議会で承認されているのか。	設計のための予算が承認されています。
25	1校1プールの見直しについて。	区ではプールの授業をどうするか、どこのプールに移動するのか、温水プールとする場合はどの学校に整備できるのか等の検討を進めているところですので、今回の増築によりプールを解体するのは難しいです。